

事業所名		坂東市こども発達センター「つくし」		支援プログラム（児童発達支援）		作成日		7 年		3 月		17 日	
法人（事業所）理念		児童福祉法第六条の二の二の規定に基づき、利用者及びその保護者について当事業所における児童発達支援のサービスを供与することにより、当該利用者の福祉の増進を図ることを目的とします。											
支援方針		児童福祉法及び当該事業に関連する厚生労働省令を遵守し、利用者個々の状況及びニーズを的確に捉えるとともに、個別支援計画を作成し、適切な児童発達支援の提供に努めます。											
営業時間		月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで ※ただし、下記は休業とする。 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで				送迎実施の有無		なし					
本人支援	健康・生活	身辺自立などの基本的な生活習慣の状況を把握し、保護者に介助の方法などをお伝えしてご家族と一緒に自立を目指します。また、ご家庭での対応方法をお伝えすることで、毎日の生活の中でも取り入れ、対応しやすくしていきます。公認心理師やボーテージ指導員の助言を受けながら、進めていきます。また、歯科衛生士による摂食指導をもとに、安全においしく食事ができるよう、食べる力を伸ばすための支援をします。お子様の咀嚼や嚥下の状況に応じて、食べる時の介助の仕方や姿勢、食具や食事の内容、形態の提案をしていきます。											
	運動・感覚	作業療法士の助言を受けて、動きやぎこちなさや集中力の弱さを感覚統合の視点を取り入れ、支援していきます。自分の身体の使い方を覚え、場に応じた感覚の調整や注意の向け方を育てていきます。											
	認知・行動	物事の理解を高めると共に、生活の中で困っている行動に焦点をあて、生活しやすくなるために対応方法の仕方を具体的にお伝えしていきます。公認心理師等の助言を受けて、支援していきます。											
	言語 コミュニケーション	発語の意欲や人への関心を育てます。言葉やコミュニケーションの力を高められるよう、絵カードや教具を使ったやりとりを通して支援します。吃音への支援や構音訓練も必要に応じて行います。											
	人間関係 社会性	人への関心を高め、周囲の人との安定した関係を構築できるよう支援します。また、大人とのやりとりを土台として、子ども同士のコミュニケーションにつなげていくことを目指します。さらに、困ったことやわからないことがあった時に、自発的に援助をもとめられるよう支援します。											
家族支援		ご家族と一緒に来所して支援を見学していただくことで、お子様の発達や課題の共有を大事にしていきます。また、課題に対してご家庭での対応方法をお伝えし、経過を支援していきます。外部講師の指導を適宜入れ、ご家族が直接ご相談や助言を受けられる機会を設定しています。				移行支援		年齢に応じた集団療育の実施、こども園等への情報提供及び共有、健康づくり推進課やこども課、教育委員会との連携、地域小学校や特別支援学校コーディネーターを講師とした就学説明会の実施、地域小学校や特別支援学校への就学引継ぎ					
地域支援・地域連携		相談支援事業所との連携、こども園等への巡回相談と連携 健康づくり推進課やこども課との連携				職員の質の向上		外部講師によるスーパーバイズ、内部研修、外部研修、法定研修 職員カンファレンス					
主な行事等		就学説明会（年2回実施）、就学引継ぎ説明会、卒所式、避難訓練（集団療育内）、語らい広場（外部講師による保護者向け勉強会 年2～3回実施） 季節に関連した製作やルールのある遊び（療育内）											